

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 8 年 8 月 6 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 宮 崎 朋 子

記

- 1 監 査 の 種 類 随時監査「令和 6 年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」
- 2 監 査 の 対 象 名立区教育・文化グループ、危機管理課、用地管財課、観光推進課
- 3 監 査 の 着 眼 点 前回監査指摘事項は措置報告どおり改善されているか。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監 査 の 日 程 令和 8 年 5 月 1 日～7 月 28 日
- 7 監 査 の 結 果

(1) 名立区教育・文化グループ

[名立区スクールバス等運行事業及び名立区公民館管理運営費]

令和 7 年度を調査した結果、市営バス回数券の作成方法や管理方法、公民館の利用許可に変更が生じる場合の対応について、改善を確認した。また、収入事務や契約事務等にあった多数の不備についてもおおむね改善されていることを確認した。しかし、令和 7 年度も実績報告書決裁前の検収、現金出納簿における現金残高の記載誤りがあったことから、改めて厳正な事務処理を行うよう対応されたい。

(2) 危機管理課

[災害対策費]

令和 7 年度を調査した結果、3 万円を超える備品修繕料について、漏れなく 1 者指名とする理由を明確にした指名伺兼見積調書を作成して決裁を受けており、改善を確認した。

(3) 用地管財課

[庁舎管理費（市役所庁舎の維持管理経費）]

令和7年度の営繕修繕料について調査した結果、指摘事項に対する改善・対応措置及び再発防止措置について、令和6年度の監査指摘事項についてのチェックリストが作成され、案件1件ごとに確認が行われていた。しかし、仕様書で提出が定められている報告書等の書類について、決裁や保管が確認できないものが散見されたほか、報告書類等の決裁前に検収していたものがあり、改善が確認できなかった。文書管理等について、再三の指摘事項となっているにもかかわらず改善されない状況を重く受け止め、原因を精査した上で、改めて書類の収受、起案、決裁から保管までの事務について整理し、適正な文書管理とするよう徹底されたい。また、予定価格3万円超5万円以下の営繕修繕料について、見積調書の作成に関しては改善が確認できたものの、1者指名とする理由の記載が極めて曖昧であるため、予定価格5万円超の契約も含め、理由を具体的に記し、適正な契約事務とするよう改められたい。

(4) 観光推進課

[観光企画費]

令和7年度の契約について調査した結果、仕様書の記載内容を見直しており、改善を確認した。しかし、措置報告では再発防止措置として、人事異動や業務分担の見直しの際には、指摘事項とチェック方法を、確実に事務引継書に記載して引き継ぐとしていたが、記載されていなかったことから、指摘事項、改善対応措置等の報告内容、再発防止等を事務引継書に記載し、確実に引継ぎが行われるよう徹底されたい。